

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和4年3月25日

金曜日

号外(3)

目次

告示

- 令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数 1
- 地籍調査の成果の認証 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 3
- 土地区画整理事業の終了認可

告示

富山県告示第121号

令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数について

令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項に規定する知事が定める数は、次のとおりとし、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月25日

富山県知事 新田八朗

係数及び指数	数値
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.9826315575078
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	1.0508706880784
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9818556578265
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999985625

政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.9779939524315
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999953489
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

富山県告示第122号

地籍調査の成果の認証について

射水市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

射水市

2 調査を行った時期

射水市黒河2期（大字黒河の一部、大字黒河新の一部、大字沢野の一部）

平成29年4月3日から

令和3年3月11日まで

3 成果の名称

射水市黒河2期（大字黒河の一部、大字黒河新の一部、大字沢野の一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

射水市黒河2期（大字黒河の一部、大字黒河新の一部、大字沢野の一部）

5 認証年月日

令和4年3月9日

富山県告示第123号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

南砺市

2 都市計画事業の種類及び名称

南砺都市計画下水道事業

南砺公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和57年1月19日から

令和8年3月31日まで

富山県告示第124号

土地区画整理事業の終了認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により射水市四十物町地区土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 土地区画整理事業の名称
射水市四十物町地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
新湊都市開発株式会社
- 3 事業施行期間
令和2年7月15日から令和4年3月31日まで
- 4 施行地区
射水市放生津町の一部
- 5 施行認可の年月日
令和2年7月15日
- 6 終了の認可の年月日
令和4年3月25日